

令和9年度新BOP学童クラブ 実施時間延長事業のご案内

新BOP学童クラブでは、子ども一人ひとりの今の成長と育ちを支える「成育支援」を充実するという観点から、支援が必要なご家庭が必要な時に利用できるようセーフティネットの役割を果たすために、19時までの時間延長事業を実施しています。

延長利用を希望する方は、必ず下記の案内をご確認の上、利用申請を行ってください。

利用種別	月ぎめ利用 (毎月12日以上利用がある)	日ぎめ利用 (1日ごとに利用する)
延長利用 時間帯	いずれも、18:16～19:00 ※新BOP学童クラブ運営日の「月～金」のみの実施(土曜日は実施しません)	
実施内容	毎月12日以上、時間延長が必要なご家庭の児童を対象とします。	急な残業や不規則な就労時間等で、1日ごとに延長利用の要否が変わるご家庭の児童を対象とします。
定員	40名	「40名」-「月ぎめ利用の登録人数」 =日ぎめ利用可能人数 例:定員40名-月ぎめ登録15名=日ぎめ利用可能 25名
利用要件	月ぎめ利用を希望する方は以下の(1)～(3)の全てに該当することが必要です。 (1)新BOP学童クラブに入会していること。 (2)新BOP学童クラブの入会要件(就労(通勤時間を含む)、就学、看護等)に関する時間が18時15分をこえる日が月12日以上あること。 (3)19時まで、保護者又はそれに代わる方が新BOP学童クラブへお迎えに来ること。	日ぎめ利用を希望する方は、以下の(1)～(3)の全てに該当することが必要です。 (1)新BOP学童クラブに入会していること。 (2)突然な残業や不規則な就労時間等(就学、看護等も含む)により延長利用が必要であること。 (3)19時まで、保護者又はそれに代わる方が新BOP学童クラブへお迎えに来ること。
退所方法	必ずお迎え	
利用料	月額1,000円	日額200円(月額上限1,000円)
申請期間	2ページ(■「月ぎめ」延長利用の申請期間・■「日ぎめ」延長利用の申請期間)参照	
申請方法	3ページ(■申請方法)参照	
利用方法	登退所管理システム(CoDMON)へ利用日時等を入力	1. 利用日ごとに電話予約(先着順) 2. 登退所管理システム(CoDMON)へ利用日時等を入力
決定通知	「新BOP学童クラブ延長利用申請書」の審査・選考後、児童課から選考結果(決定通知)をご自宅に郵送します。 ※利用開始日以前にご利用が不要となった場合は、「取り下げ書(延長利用)」を提出してください。 ※利用開始後に延長利用が不要になった場合は、「延長利用辞退届」を提出してください。	

※1 学童クラブ利用料と合算して口座引き落としいたします。

※2 利用実績に基づき、4～6月延長利用分、7～9月延長利用分、10～12月延長利用分は次回の通常利用料と合算して口座引き落とし(例4～6月延長利用分は9月末に口座引き落とし)1～3月延長利用分は4月以降のご請求となります。

なお、日ぎめの1か月の利用料は月ぎめの額(1,000円)を上限といたします。

■「月ぎめ」延長利用の申請期間

(1) 令和9年4月から「月ぎめ」延長利用を希望する場合

1次受付: 11月2日(月)～12月15日(火)
原則、1次受付期間内に申請をお願いします。

2次受付 : 1月15日(金)～2月10日(水)
2次受付期間中の申請の場合、書類に不備があった際の修正依頼期限が短くなります。
可能な限り1次受付期間内の申請にご協力をお願いします。

急な転居や転職等により、1・2次受付期間に申請することができなかった方のみ対象に
期間外受付を実施 : 日ぎめ 3月1日(月)～3月31日(水)
月ぎめ 3月1日(月)～3月15日(月)

(2) 令和9年5月以降から「月ぎめ」延長利用を希望する場合

随時、延長利用申請を受け付けます。
ただし、既に定員を満たしている場合は欠員が出るまでお待ちいただきます。

受付開始日: 延長利用開始を希望する日の、2ヶ月前の同日から
受付締切日: 利用開始月の前月15日まで

※月ぎめ延長利用は、月途中(16日以降)からの利用開始はできません。

■「日ぎめ」延長利用の申請期間

(1) 令和9年4月から「日ぎめ」延長利用を希望する場合

11月2日(月)～3月31日(水)
※可能な限り、入会申請と同じタイミングでご申請ください。
(入会申請後であっても、延長利用申請は可能です。)

(2) 令和9年5月以降の「日ぎめ」延長利用について

随時、延長利用申請を受け付けます。



■申請方法

原則、オンライン申請で受け付けます。



[こちら](#)または右二次元コードより、区HPをご確認ください。

※特別な事情により、オンライン申請が難しい方は以下のあて先に必要書類を郵送してください。なお、締切日必着となります。

〒135-0016 東京都江東区東陽 2-4-24 サスセンター 5 階
新BOP学童クラブ申請受付事務センター

※特定記録郵便または簡易書留での送付を推奨いたします。普通郵便での郵便事故等、区で申込書等の到着が確認できない場合の責任は負いかねます。

※窓口での申請は受け付けておりません。

郵送で申請する場合、[こちら](#)または右二次元コードより、申請様式をダウンロードできます。



■利用料の減免制度

生活保護受給世帯、住民税非課税世帯、就学援助費受給世帯または就学援助費の認定基準に該当する世帯(給食費のみ免除の場合を除く)に該当する方は、「新BOP学童クラブ利用料減免申請書」の提出により日ぎめ利用料が全額免除になります。なお、減免制度のご案内は令和9年5月以降となります。

※「新BOP学童クラブ利用料減免申請書」を提出する場合でも、延長利用料の減免を希望する場合は、別途、「新BOP学童クラブ延長利用料減免申請書」の提出が必要です。

■延長利用に関する注意事項

※令和8年度に延長事業を利用している方も、令和9年度に継続して利用を希望する場合、上記期間中に申請が必要です。

※ご利用者がいる日・時間のみ時間延長を実施します。ご利用者がいない場合は実施していません。

※延長利用可能時間帯は原則、問い合わせ対応等を行っておりませんので、学童クラブへの問い合わせは18時までをお願いいたします。

※新BOP学童クラブの退会または入会の取り下げをした場合は、「月ぎめ利用」も「日ぎめ利用」も利用できなくなります。再入会等により再度延長利用をする場合は、改めて登録が必要です。ただし、月ぎめ利用において既に定員を満たしている場合は、欠員が出るまでお待ちいただきます。

※月ぎめ利用について、一定期間延長利用がない場合や勤務時間や家族状況に変更があった場合等は、延長利用の承認を取り消すことがあります。

※月12日以上の日ぎめ利用が続く場合は、月ぎめ利用を推奨させていただく場合がございます。